

「佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件」の裁定

公害等調整委員会の裁定委員会（裁定委員長 平野治生）は、「佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件」について、平成15年1月31日付けで裁定を行い、本日、裁定書を郵便により当事者に送達しましたので、お知らせします。

1 当事者

申請人 有限会社オーハタパール
被申請人 国（国土交通大臣）

2 主文（骨子）

被申請人は、申請人に対し、金1934万4067円を支払え。

3 事案の概要

(1)申請の趣旨

被申請人は、申請人に対し、金6390万8546円を支払え。

(2)申請の理由

被申請人は、請負業者に本件浚渫工事を注文し、実施させた。申請人は、佐伯湾の本件浚渫工事場所から少し離れた海域で真珠養殖を行っていたが、本件浚渫工事が開始された平成8年10月から浚渫泥が海域に流出し、申請人のあこや貝（挿核貝）に付着するようになり、同年12月に大量へい死した。（5万9570個）

被申請人には、本件浚渫工事を注文し、実施させる際、十分な汚濁拡散防止措置を講じるよう指図すべき注意義務を怠った過失がある。よって、民法709条、716条ただし書による損害賠償請求権に基づき、上記(1)の損害額の支払いを求める。

4 裁定委員会の判断（骨子）

(1)因果関係

本件浚渫工事の際に流出した浚渫泥による濁りに長期間曝されたことと、養殖中のあこや貝（挿核貝）のへい死との間には、相当因果関係があると認めることができる。

(2)被申請人の過失

被申請人には、本件浚渫工事を注文する際、実施させる際、十分な汚濁拡散防止措置を講じるよう指図すべき注意義務を怠った過失がある。

(3)損害

本件へい死は、本件浚渫工事の際に流出した浚渫泥による濁りに長期間曝されたことのほか、貝柱赤変病に感染していたこともその原因となって発生したものであり、これらの原因には主従をつけがたい等の理由から、民法722条2項所定の過失相殺の規定を類推適用して、損害額の5割を減じた額を損害賠償の額とするのが相当である。

5 事件処理の経過

公害等調整委員会は、平成11年12月27日、本件申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、申請人代表者及び参考人の尋問を行うとともに、平成12年7月26日、浚渫泥の流出とあこや貝（挿核貝）のへい死との因果関係を判断するため、専門委員1名を選任し、さらに現地調査、へい死あこや貝付着泥等の分析調査を行い、平成14年10月29日の第10回審問期日をもって終結した。

参考1 公害等調整委員会について

公害等調整委員会は、昭和47年7月1日、土地調整委員会（昭和26年1月31日設置）と中央公害審査委員会（昭和45年11月1日設置）とを統合した国家行政組織法第3条に基づく行政委員会で、

- (1) 公害紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、その迅速かつ適正な解決を図ること（公害紛争処理制度）
- (2) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること（土地利用調整制度）を主たる任務としている。

最近終結した主な事件としては、小田急線騒音被害等の一部調停成立（平成10年5月23日）・責任裁定（平成10年7月24日）、豊島産業廃棄物被害の調停成立（平成12年6月6日）や杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害の原因裁定（平成14年6月26日）がある。

参考2 責任裁定について

裁定は、3人又は5人の裁定委員からなる裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続を経て法的判断（裁定）を下す手続きである。

裁定には、公害に関する被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額を判断する「責任裁定」と、被害と加害行為との間の因果関係の存否を判断する「原因裁定」の2種類がある。

裁定委員会は法律だけでなく、各方面の専門的知識、経験を有する者で構成され、必要最小限の形式的厳格性の下で弾力的、能率的な運用を図ることができ、事実関係の資料収集について職権主義を取り入れるなど、当事者主義を採用する民事訴訟とは異なった特色がある。

裁定があった場合、不服のある当事者は、裁定書の正本が送達されてから30日以内に当該裁定に係る損害賠償の訴えを提起しないと、当事者間に裁定と同じ内容の合意が成立したものとみなされる（民法上の和解契約としての効力）。訴えが提起されたときは、法律上の効力は生じないが、当事者は裁定手続きで得られた資料を訴訟で利用することができるから、当事者の負担は大幅に軽減される。なお、裁定委員会は、話し合いによる解決が望ましいと考えるときは、職権で事件を調停に付すことができる。